

この再訓練は、船舶の航行の安全^{注1}や船員の訓練と資格証明^{注2}に関する国際条約の発効を受け、義務船舶局^{注3}の無線設備のうち電波法等により航行区域と船舶ごとに定められた無線設備^{注4}を操作や監督を行う無線従事者^{注5}に対して必要とされた資格証明(船舶局無線従事者証明)^{注6}の効力継続のため、実施するものです。

船舶局無線従事者証明は、定められた業務^{注7}に引き続き5年間従事しない場合には、その効力を失うので、その効力継続のための再訓練が必要となります。

注1：SOLAS条約（海上における人命の安全のため国際条約）

国際航海に従事する船舶を対象とし、航行の安全を図ることを目的として、船舶の構造、検査、救命設備、無線通信設備等の技術要件や設置が船種、総トン数、及び航行区域等で規定されている。

この条約は、1912年のタイタニック号の遭難をうけ同年開催された国際無線電信会議の決議を基本に、第1次世界大戦後の1929年ロンドンで開催された国際会議で最初のものが締結され、1988年にGMDSS導入のため改正された。

注2：STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）

SOLAS条約により無線設備の設置が義務づけられている船舶の無線通信士は、遭難等、船舶の非常の場合の無線通信業務の実施に関し実際的な訓練等を終了した資格証明書が必要とされ1984年に発効した。

この条約は、1967年英仏海峡で生じた海難事故を契機に、船舶の航行の安全を確保するための船員の技能に関する国際的な基準の必要性が認識されたことから、国際海事機関（IMO）で検討され、1978年に採択された。

注3：電波法第13条第3項

船舶安全法第4条の規定により無線設備の設置を義務付けられた船舶の無線局を、義務船舶局という。

注4：電波法第39条

義務船舶局の無線設備であって、次の無線設備の操作又は監督には、船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者が必要。

無線設備は、超短波・中短波帯の無線設備、デジタル選択呼び出し装置、狭帯域直接印刷電信装置、インマルサットの無線設備で、航行区域と船種ごとに設置が定められている。（電波法施行規則

第32条の10）

注5：電波法施行規則第34条の11

船舶局無線従事者証明を受けるには、次の無線従事者の資格が必要。

第1級総合無線通信士、第2級総合無線通信士、第3級総合無線通信士

第1級海上無線通信士、第2級海上無線通信士、第3級海上無線通信士又は第1級海上特殊無線技士

注6：電波法第48条の2第1項

無線設備を操作する上で船舶局無線従事者証明が必要な者は、総務大臣が行う操作、監督に関する訓練を修了したとき、又は総務大臣の訓練と同等と認定した訓練を修了した場合に申請して同証明を受けることができます。

注7：電波法施行規則第34条の12

次の無線設備の操作等に従事する業務

① 電波法第39条（注4）に規定された無線局（義務船舶局）の無線設備

② 海岸局又は船舶局の無線設備であって、

2187.5kHz, 4207.5kHz, 6312kHz, 8414.5kHz, 12577kHz, 16804.5kHz, 156.525MHz 又は 156.8MHz の周波数を具備するもの。

③ インマルサット船舶地球局

④ その他告示するもの（総務省告示第323号（昭58.4.30））。

※海上保安庁の海上保安用無線等